

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークベニマル明石台店
黒川郡富谷町明石台六丁目1番21
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）公道と駐車場との出入口付近及び駐車場内での交通安全対策の充実を検討していただくよう求めます。
 - （2）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正な処理をお願いします。
 - （3）騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は届出が必要となります。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場
- 6 縦覧期間
平成25年12月4日から平成26年1月6日まで（ただし，閉庁日を除く。）